

○須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱

平成21年4月1日制定

改正

平成22年3月29日

平成22年6月28日

平成26年3月26日

令和2年4月1日

令和7年6月1日

須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）第5条の規定により競争入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加資格制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格制限)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表第1及び別表第2に定めるところにより、入札参加資格制限を行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該入札参加資格制限にかかる有資格業者を現に指名又は入札参加資格の確認をしているときは、当該指名又は入札参加資格の確認を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格制限)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格制限を行う場合において、当該入札参加資格制限について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格制限を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格制限を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに入札参加資格制限について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格制限を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加資格制限に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該有資格業者の入札参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格制限を行うものとする。

(入札参加資格制限の期間の特例)

第4条 有資格業者が、1事案により別表第1及び別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって入札参加資格制限の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格制限の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の入札参加資格制限の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第8項の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1及び別表第2の措置要件にかかる入札参加資格制限の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加資格制限の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1又は別表

第2の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1項から第3項まで又は第4項から第8項までの措置要件に係る入札参加資格制限の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第3項まで又は第4項から第8項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 有資格業者について、総合的に勘案し、前項に定める入札参加資格制限の期間の短期に満たない期間を定める必要があるときは、入札参加資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため別表第1、別表第2及び本条第1項の規定による長期を超える入札参加資格制限の期間を定める必要があるときは入札参加資格制限の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 入札参加資格制限の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表第1、別表第2、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で入札参加資格制限の期間を変更することができる。
- 6 入札参加資格制限の期間が満了した有資格業者について、別表第2第8項に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加資格制限の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格制限の期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格制限を行うことができるものとする。
- 7 市長は、入札参加資格制限の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加資格制限を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格制限の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により入札参加資格制限を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加資格制限の期間を加重するものとする。また、別表第2第8項の措置要件にも該当することとなった場合には、入札参加資格制限の期間を更に加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4項、第6項及び第8項に該当したとき。
- (2) 別表第2第4項から第8項までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第4項、第5項及び第8項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4項、第5項及び第8項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(5) 須賀川市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6項から第8項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（入札参加資格等審査会の審議の経由）

第6条 入札を執行する所管課（廃）長等（以下「入札執行課長等」という。）は、有資格業者が、別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当する事実を知ったときは、第1号様式により、速やかに財務部財政課長を経て、須賀川市競争入札参加資格登録規程（平成30年須賀川市告示第97号）第7条に規定する須賀川市入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

2 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加資格制限を行い、第4条第5項の規定により入札参加資格制限の期間を変更し、又は第4条第7項の規定により入札参加資格制限を解除しようとするときは、あらかじめ審査会の審議を経なければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）

第7条 市長は、第2条第1項の規定により入札参加資格制限を行う場合で、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条の各号に規定する事項に該当する場合は、同条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を別記様式により通知するものとする。

（入札参加資格制限の通知）

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加資格制限を行い、第4条第5項の規定により入札参加資格制限の期間を変更し、又は第4条第7項の規定により入札参加資格制限を解除したときは、当該有資格業者に対しその旨を通知し、入札執行課長等に対し通知するものとする。この場合、各々の措置については、第2号様式から第4号様式までにより通知を行うものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 市長は、入札参加資格制限の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号及び第6号の規定に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を得た場合に限り、入札参加資格制限の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第10条 市長は、入札参加資格制限の期間中の有資格業者が、市の発注する工事等の下請負をし、又は当該工事等の保証人となることを承認してはならない。

（入札参加資格制限に至らない事由に関する措置）

第11条 市長は、入札参加資格制限を行わない場合においても必要があると認めるときは、有資格業者に対し、書面又は口頭により警告し、又は注意することができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの要綱の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた公訴の提起又は刑の宣言は、拘禁刑が定められている罪についてされた公訴の提起又は刑の宣告とみなす。

別表第1（第4条、第6条関係）

事故等による措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載） 1 市が発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
（過失による粗雑工事） 2 市発注工事等の施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（^{かし}瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定の日から1か月以上6か月以内
3 県内における工事等で市発注工事等以外のもの（原則として公共機関が発注したものに限る。以下「一般工事等」という。）の施工にあたり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定の日から1か月以上3か月以内
（契約違反） 4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工にあたり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として、不適当であると認められるとき。	当該認定の日から2週間以上4か月以内
（公衆損害事故） 5 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であつたために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く）を与えたと認められるとき。	当該認定の日から1か月以上6か月以内
6 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定の日から1か月以上3か月以内
（工事関係者事故）	

7 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定の日から2週間以上4か月以内
8 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定の日から2週間以上2か月以内

別表第2（第4条、第5条、第6条関係）

贈賄及び不正行為等による措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書が付された役員を含む。以下「代表役員等」という。） ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。） ハ 有資格業者の使用人で、代表役員等及び一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。） 2 代表役員等、一般役員等又は使用人が、県内の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 3 代表役員等又は一般役員等が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 (独占禁止法違反行為) 4 市が発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）又は県内における工事等で市発注工事等以外のもの（原則として公共機関が発注したものに限る。以下「一般工事等」とい	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内 当該認定をした日から

う。)の請負契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(第8項に掲げる場合を除く。))。	
イ 市発注工事等	3か月以上12か月以内
ロ 一般工事等	2か月以上9か月以内
5 県外の公共機関が発注した工事等(以下「その他の工事等」という。)の請負契約に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第8項に掲げる場合を除く。))。 (競売入札妨害又は談合)	刑事告発を知った日から1か月以上9か月以内
6 市発注工事等又は一般工事等の請負契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第8項に掲げる場合を除く。))。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 市発注工事等	3か月以上12か月以内
ロ 一般工事等	2か月以上12か月以内
ハ その他の工事等	1か月以上12か月以内
7 市発注工事等、一般工事等及びその他の工事等の請負契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第8項に掲げる場合を除く。))。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 市発注工事等	4か月以上12か月以内
ロ 一般工事等、その他の工事等 (重大な独占禁止法違反行為等)	3か月以上12か月以内
8 独占禁止法違反行為又は競売入札妨害又は談合の内容が、長期的、広域的及び組織的であるなど、極めて悪質な事由があるもの若しくは極めて社会に対し重大な結果を生じさせたとき。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上36か月以内
イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事	

告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為)	
9 市内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
10 市発注工事等又は一般工事等の請負契約に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 市発注工事等	2か月以上9か月以内
ロ 一般工事等	1か月以上9か月以内
(暴力的不法行為等)	
11 須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成22年7月1日施行）第3条、第4条第2項、第5条第2項又は第7条第4項に該当していると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上24カ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別記様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

福島県須賀川市長

建設業法違反に関する報告について

本市有資格者名簿に登録している下記業者について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の規定に該当したので通知します。

記

- 1 業者の住所及び商号又は名称
- 2 建設業法の許可又は登録番号
- 3 建設業法の違反項目
- 4 違反となる事実の概要
- 5 その他資料

- ◆ 国土交通省
担当課
- ◆ 福島県
担当課
- ◆ 各都道府県
各都道府県担当課

第1号様式（第6条関係）

文書記号及び番号

年 月 日

財政課長

（各発注課（廠）の長）

入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書

下記有資格業者について、入札参加資格制限措置要件に該当する事実があったので、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱第6条第1項の規定に基づき必要書類を添えて報告します。

記

- 1 該当有資格業者
 - (1) 商号又は名称及び代表者氏名
 - (2) 所在地
- 2 入札参加資格制限措置要件に該当する事実
 - (1) 該当する措置要件（要綱別表第 第 号）
 - (2) 事実又は行為等の発生日時及び概要等
 - (3) 対応経過等
- 3 発注課（廠）の長の意見

（※必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。）

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

須賀川市長

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

このたび、貴 〔 〕 が（の） ① ことは、誠に遺憾であります。
よって、下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに市発注に係る工事等の全部若しくは一部を
下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

- 1 入札参加資格制限の期間 ②
- 2 入札参加資格制限の理由 ③

（注）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、入札参加資格制限期間の始期及び終期を記入する。
- 3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

様

須賀川市長

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

次のとおり工事等請負業者の入札参加制限の措置を行ったので通知します。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに市発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

また、当該企業を含む事案において、既に指名決定を受け、指名通知を行っているものについては、当該指名取消しの通知を行い、入札参加資格確認を行っているものについては、当該入札参加資格確認取消しの措置を行ってください。

- 1 商 号 又 は 名 称
- 2 代 表 者 名
- 3 住 所
- 4 登 録 業 種
- 5 入札参加資格制限期間
- 6 入札参加資格制限理由

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

須賀川市長

工事等請負業者入札参加資格制限期間変更通知書

年 月 日付 第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を
通知しましたが、このたび下記のとおり入札参加資格制限期間の変更を行ったので通知し
ます。

記

- 1 従前の入札参加資格制限の期間
- 2 変更後の入札参加資格制限の期間
- 3 入札参加資格制限変更の理由

第4号様式（第8条関係）

文書記号及び番号

年 月 日

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

須賀川市長

工事等請負業者入札参加資格制限解除通知書

年 月 日付 第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を
通知しましたが、このたび下記のとおり当該入札参加資格制限を解除したので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の解除を行った期日
- 2 入札参加資格制限解除の理由